

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条に基づく  
女性の職業選択に資する情報の公表について

平成29年7月31日  
復興庁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
第17条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表  
します。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（平成28年度）

区分	女性割合
非常勤職員	43.4%

※復興庁で行っている職員の採用は非常勤職員のみ。

2. 各役職段階の職員の女性割合（平成29年1月1日現在）

役職段階	女性割合
指定職相当	0.0%
本省課室長相当職	0.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	3.4%
係長（本省）相当職	9.8%

3. 男女別の育児休業取得率（平成28年度）

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	0.0%	—
非常勤職員	0.0%	100%

※女性の常勤職員で平成28年度中に新たに育児休業が可能となった職員  
はいなかった。